平成２５年（フ）第１７７０号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目２番17―505号
債務者　渡邊由香利（旧姓近内）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８２号
札幌市中央区南11条西７丁目１番８―206号
債務者　奈良　麻衣（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９３号
札幌市中央区南17条西10丁目１番22号　プラザマンション17―402号
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
青森県三戸郡五戸町字観音堂15番地６
債務者　稲本千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１６７号
岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛17地割51番地３
債務者　佐々木弘一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３１号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目18番17号　みどり荘201号
債務者　前川　智彦
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３７号
相模原市中央区上溝2041番地３　井上ハイツ101号室
債務者　黒原　重廣
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３９号
相模原市中央区矢部３丁目18番15号　矢部寮７号室
債務者　立石　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４０号
神奈川県座間市栗原中央１丁目32番11号　サンハイツ203号
債務者　直井知恵子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９０２号
堺市堺区竜神橋町１丁６番10号　フェニックス堺201号、旧店舗堺市堺区三宝町３丁203―５　ティアマルガリータ
債務者　西嶋マルガリータこと　ニシジマ・バルガス・デ・コトリーナ・フェリシタ・マルガリータ
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１８号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番５―1102号
債務者　吉岡　玲子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３４号
大阪府南河内郡太子町大字山田131番地の13
債務者　島﨑　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６６号
堺市北区百舌鳥本町３丁415番地こだま荘101号、前住所堺市北区百舌鳥本町１丁53番地１メゾンモズＢ―201号
債務者　陶山あすか（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県加西市北条町北条1006番地の９
債務者　村上　隆之
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３３号
兵庫県加西市北条町北条1006番地の９
債務者　村上　　忍
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３４号
神戸市中央区熊内町３丁目５番31号　Ｔ’ｓコート熊内202号
債務者　村上　幸生
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３５号
神戸市中央区熊内町３丁目５番31号　Ｔ’ｓコート熊内202号
債務者　村上かおり
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　神戸地方裁判所社支部